

厚生労働省発地第0401002号
基 発第0401014号
職 発第0401029号
雇 児 発第0401011号
平成15年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房長
(公印省略)

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく
個別労働紛争解決制度の運用について

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「法」という。）の施行については、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行について」（平成13年9月19日付け厚生労働省発地第129号・基発第832号・職発第568号・雇児発第610号・政発第218号）により指示しているところである。

法施行後、都道府県労働局が提供する総合労働相談、助言・指導及びあっせんといった

個別労働紛争解決制度を利用する国民は相当な数にのぼっている。

このように高水準で当該制度が利用されているのは、労務管理の個別化等の雇用形態の変化及び厳しい経済状況等を背景として様々な個別労働紛争を抱える国民が、当該制度運営に対して、公正中立で、簡易・迅速であるという信頼を寄せているからである。

今般、平成15年4月1日より都道府県労働局総務部企画室において個別労働関係紛争の解決の促進に係る事務処理を一元的に行うこととしたところであるが、今後とも当該制度の円滑な運営を図るためには、総務部企画室から求めがあった場合、労働基準部、職業安定部及び雇用均等室が必要な連携を図ることと併せ、労働基準監督署及び公共職業安定所が必要な協力を行うことが不可欠である。

については、個別労働関係紛争の解決の促進に係る事務処理が総務部企画室に一元化された後の法の施行及び法に基づく個別労働紛争解決制度の業務処理について、以下のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって、平成13年9月19日付け厚生労働省発地第130号・基発第833号・職発第569号・雇児発第611号「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度の運用について」は廃止する。

記

第1 法の円滑な施行について

法の円滑な施行についての以下の業務は総務部企画室が行うこととする。

1 法の周知について

法が円滑に施行されるためには、労働者及び事業主が法の内容及び個別労働紛争解決制度のメリットを十分に理解することが重要である。

このため、平成13年9月19日付け地発第533号に基づき、積極的に法の周知に努めること。

2 紛争の自主的解決への支援について

個別労働関係紛争の自主的解決を支援するため、平成13年9月19日付け地発第534号に基づき、紛争の未然防止、自主的解決に取り組む事業主等を対象とした「紛争自主解決セミナー」を開催すること。

3 総合労働相談コーナーの周知・広報について

法第3条に規定されている情報提供、相談等を行う総合労働相談コーナーの設置等

については、平成13年10月1日付け地発第142号に示されているところであるが、その所在地、業務内容についての周知・広報に努め、その利用促進を図ること。

特に、庁外に設置された総合労働相談コーナーについては、その所在地等を積極的に周知すること。

4 総合労働相談員の資質向上について

総合労働相談員については、総合労働相談の重要性にかんがみ、厚生労働省が所管する法令、各種施策・制度、労働紛争に関する判例等の知識を付与し、その資質向上を図るよう努めること。

5 地方労働審議会への報告

制度の運営状況については、必要に応じ、地方労働審議会に報告すること。

6 都道府県等との連携について

法第20条においては、地方公共団体が情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するよう努力義務が定められるとともに、国がこれを支援することとされているところである。

このため、平成13年9月19日付け発地第133号に基づき、都道府県、地方裁判所等と十分連携を図ること。

第2 個別労働紛争解決制度の業務処理について

1 個別労働紛争解決制度に係る業務については、別途定める「個別労働紛争解決業務取扱要領」に基づき適切な処理を行うこと。

2 個別労働紛争解決制度の業務処理に当たっては、下記の点に留意すること。

(1) 総務部企画室と労働基準部、職業安定部及び雇用均等室の連携について

個別労働関係紛争の解決の促進に係る事務の処理については、総務部企画室において一元的に行うものであるが、総務部企画室においては、労働基準部、職業安定部及び雇用均等室と必要な連携を図ること。

(2) 労働基準監督署及び公共職業安定所における相談対応

個別労働関係紛争に係る相談は労働基準監督署及び公共職業安定所に寄せられる場合があることから、そのような場合については、適切な対応を行うこと。

なお、総合労働相談コーナーが設置されている労働基準監督署においては、必要に応じ、総合労働相談員に対し、助言・援助等を行うこと。